

令和7年度国保ヘルスアップ支援事業
(AIを活用した生活習慣病重症化予防事業)
仕様書

1 事業目的

本県の生活習慣病関連における死亡率は、全国と比較して高い状況にあり、さらに特定健診受診者のうち、高血圧症や糖尿病等の治療のため薬剤を服用している者の割合は、全国平均より高い傾向にある。

各市町村においては、データヘルス計画の中で、各市町村の健康課題を明らかにし、PDCAに基づき保健事業を実施している。「データヘルス計画策定の手引き」では、データヘルス計画の標準化の推進には、県の役割として、保険者毎の健康課題の解決と業務負担の軽減に向けた支援が示されている。

令和6年度医療費適正化促進事業の分析結果より、県が取り組むべき重点5疾病(※)が明らかになった。これら5疾病の中から特に地域の健康課題となっている疾病について、健診データ・レセプトデータ等からAIを用いて、重症化する可能性の高い対象者を明らかにし、市町村における保健指導等に活用することで、被保険者の健康の保持増進を目指す。

※5疾病：腎不全、糖尿病、骨折、脳梗塞、虚血性心疾患

2 委託期間（業務実施期間）

契約締結日から令和8年3月31日

3 事業の対象

モデル市町村（3市町村を予定）における国民健康被保険者

4 業務内容

(1) 国保データベース（KDB）システムデータの分析

上記1に記載の重点5疾病の中から、モデル3市町村がそれぞれ指定する疾病についてKDBシステムから抽出した健診データ及びレセプトデータを基に、AIを用いて、将来の疾病発症や合併症等のリスクを予測すること。

なお、分析には、次の要件を満たす予測モデルを活用すること。

ア 国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者10万人以上を対象とした予測モデルを構築している実績があること。

イ 上記の予測モデル構築のために用いるデータは、健診データ及びレセプトデータの両方を活用していること。

ウ 予測モデルの構築にあたっては一般的に知られている統計等の手法を用いることとし、モデルから出力される結果について十分な説明性があること。

エ 評価指標として、AUC(Area Under the Curve)の値が0.7以上であること。

(2) ハイリスク者リストの作成

上記(1)の分析結果，保健指導を行う必要があるハイリスク者に優先度を付け，リスト化すること。ハイリスク者リストは，県及びモデル市町村が加工可能な形式での電子データ（エクセル等）で県が指定する期日までに提出すること。

なお，分析結果及び保健事業への活用方法について，県及びモデル市町村に対して適宜説明を行うこと。

(3) 特定健康診査受診結果通知表フォーマットの作成

被保険者 1 人単位の特定健康診査受診結果通知表フォーマット（以下，通知表）を作成し，当該通知表は市町村職員が容易に活用できるものであること。

ア Microsoft Office の機能のみで通知表を作成することを基本とする。また，KDB システム等から抽出したデータを取り込むことができるものとする。

イ 通知表に含む項目については，鹿児島県及びモデル市町村と協議の上，被保険者の動機付けとなるような項目であること。

ウ 通知表の作成期間中は，個人情報扱わないようにするが，市町村が活用する際には個人情報が含まれた状態であることを留意すること。通知表には氏名等個人情報が記載されること。

(4) 事業実績報告書の作成

事業の実施状況，事業内容に関する集計・分析結果，事業に係る収支決算の状況等を記載した事業実績報告書を作成し，紙 1 部及び加工可能な形式での電子データを提出すること。

5 分析に活用するデータ

鹿児島県国民健康保険団体連合会が所有する KDB データ

6 著作権

(1) 受託者は，委託者に本業務の成果品に関する全ての著作権を譲渡すること。

ただし，本業務内容等により別途協議が必要な場合は，この限りではない

(2) 成果物

受託者は，成果品が第三者の著作権を侵害しないようにすること。第三者から成果品に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は，受託者が負うものとする。

(3) 公表等

受託者は，委託者の許可を得ることなくこれを公表，貸与又は使用してはならない。ただし，本業務内容等により別途協議が必要な場合は，この限りではない。

7 個人情報保護

- (1) 別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること
- (2) その他、契約の履行により知り得た業務内容について、委託者の了解なく第三者に漏らしてはならない。
- (3) 受託者は本事業に係る情報セキュリティに関して以下の事項を遵守することとし、詳細は契約時に定めるものとする。
 - ア 情報資産（複製を含む。）の安全管理に係る責任体制を構築する。
 - イ 情報資産の取扱い責任者、従事者及び取扱い場所を県に報告する。
 - ウ 県に無断で本業務の目的以外に情報資産を利用したり、第三者に提供してはならない。
 - エ 情報資産の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負う。また事故発生時は直ちに県に報告し必要な指示を受ける。
 - オ 必要に応じて情報資産の取扱いに係る県の監査又は検査を受ける。

8 経費負担

- (1) 本業務に係る実費経費は、原則として全て契約代金に含めるものとする（事業の実施は契約額の範囲内で行うこと。）
- (2) 経費に不足が生じた場合委託者は不足分を補填しない

9 再委託の禁止

以下の条件全てを満たす場合のみ、第三者に委託し、又は請け負わせることができる。

- (1) 本業務の一部であり、金額にして2分の1未満とすること
- (2) 委託者が主要な部分ではないと判断できること
- (3) あらかじめ委託者の書面による承諾を得ること

10 その他

本仕様書について疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、委託者と協議して実施すること。